

なくす会ニュースレター

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5

Tel048-844-8972 Fax048-829-7444

nakusukai.01@saitama-k.com

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

被害
回復

(株)ZERUTA 共通義務確認訴訟で当会の請求が認められました

(株)ZERUTA（屋号七福神）に対する被害回復訴訟の第1段階目である共通義務確認訴訟（事件番号令和2年(ワ)1254号）において、2021年2月26日、なくす会の請求を認める判決が出されました。今後、第2段階目の消費者の債権確定手続（誰に、いくら支払うか）に進みます。



1. (株)ZERUTA に対する共通義務確認訴訟とは

集団的消費者被害を回復するために特定適格消費者団体のみに認められた訴訟です。民法709号の不法行為を根拠に、(株)ZERUTAの給料ファクタリングを利用していた人が(株)ZERUTAに対して支払った金額について、(株)ZERUTAが支払義務を負うことを確認する訴訟です。

給料ファクタリングとは

事業者が給料の一部を債権として買い取り、給料日前に現金を貸し付け、差額を手数料として受け取る仕組み。「最短5分で融資」などのSNSやインターネット掲示板などを見て給与の前借り感覚で利用するケースが目立つ。

金銭の貸し借りではないため利息制限はないが、「申し込むとすぐに4万円が口座に振り込まれたが、1週間後の返済は5万円」など、金利換算では法外な手数料がかかるケースも多いことから、被害相談が相次いでいる。

比較的少額の貸付で、すぐに融資可能という広告に惹かれて契約したものの、違法な高金利のため、返済請求額は雪だるま式にあってという間に膨れ上がって困窮するケースが多い。

2. 請求の趣旨

- ① 対象者：当該事業者の給料ファクタリングを利用した消費者
- ② 対象消費者が、賃金債権の引き渡しとして支払った金員に相当する金額、並びに対象消費者が、特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用相当額の支払義務があることの確認
- ③ 年5分の割合による遅延損害金の支払い義務があることの確認

3. 今後の流れ

なくす会が裁判所に簡易確定手続開始の申立てをします

なくす会から消費者へ通知を行います（当会ホームページなど）

消費者はなくす会へ授權手続き（消費者の代理であるなくす会と契約）を行います

なくす会が裁判所へ債権を届け出ます

決定後、なくす会から消費者に返金を行います

※進捗状況については、当会ホームページにてご確認ください。

事業者	概要
(株)ROOKIES 【差止請求訴訟】	2021年2月3日 第3回期日が終了しました。 次回期日は4月9日（金）です。弁論準備期日のため、傍聴はできません。
(株)デジタルデータソリューション 【書面による事前の差止請求】 2021年2月19日 付け差止請求書を送付 ↓ 2021年3月5日付 け回答書を受領 「誤解を招かないよう表示を修正、及び一部表示を削除する」	差止を請求した主な内容は以下の通りです。 貴社ホームページ中、以下の表示を削除、もしくは適切な表示に修正することを求めます。 ① データ復旧技術力日本国内トップクラス 復旧率最高値 95.2% 他社で復旧できなかった機器を含む ② データ復旧率（データ復旧技術力日本国内トップクラス）95.2% ③ 技術力に自信があるからこそ復旧率 95.2%を全公開 ④ 他社不可案件 一度他社で復旧に失敗したデータの復旧に当社がとりかかった際の復旧率は、通常復旧率 95.2%から約 50% うち、①の請求の理由は以下の通りです 常にデータ復旧率が 95.2%という、他社よりも高いデータ復旧率の実績があるという誤認を生じさせるものとして、不当景品類及び不当表示防止法5条1項1号にいう優良誤認に該当。
申入れ中の案件	(株)Oz（加圧トレーニングジム（中途解約トラブル）） アマゾンジャパン合同会社（アカウント停止トラブル） (株)ヘルスアップ（肌ケア商品定期購入トラブル）
終了した案件	ショウワ電技研(株)（コインパーキング利用規約） (株)ジャストシステム（通信教育解約条項）

※当会では、消費者契約法第27条に基づき、申入書、差止請求書を送付した事業者については、当会からの書面及び、事業者からの回答を当会ホームページに公開しております。

適格消費者団体連絡協議会が3/13、オンラインで開催されました

開催日：2021年3月13日（土）オンライン開催
参加団体：適格消費者団体⇒21団体・めざす団体⇒11団体
消費者庁・国民生活センター・消費者スマイル基金

全体会

消費者庁より

事例報告（専門委員中心）

- ・被害回復報告（なくす会：(株)ZERUTA 共通義務確認訴訟）
- ・差止請求訴訟（定期購入事案を中心に）
- ・差止請求訴訟報告（その他の事案（なくす会：(株)DeNA））

役員、事務局交流会

- ・決算業務（収益事業を開始した際の税務処理を中心に）



スマホ・パソコンの情報セキュリティを学ぶ

～個人情報流出、クレジットカード不正利用など不安はいっぱい～

2021年2月4日（木）10時より、オンライン（Zoom）にて、石田淳一氏（独立行政法人 情報処理推進機構）を講師に迎え学習会を開催、70名が参加しました。



石田氏は、「学習会で学んだことや知りたいことを自分でパソコンや本で調べたりし、情報処理推進機構（IPA）のホームページに、IPA とロゴがあるコンテンツは無料で提供しているので、ぜひ活用して、本日の受講者が周りの方々にトラブルにあわないように伝えてほしい」と強調されました。

【概要】

◆情報モラルと情報セキュリティ

SNS 利用において、不正アクセス禁止法（友達のパスワードでゲームにログイン）、名誉棄損罪（ネットに書きこむだけではなく転載しても名誉棄損に！）など、小中学生でも法に違反することがありうる。

◆SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）に関するトラブル

公開範囲を設定したり、非公開にしたりしても、スクリーンショットを撮られて拡散することがある。また、すぐに個人情報や場所を特定され、投稿した書き込みが消えることはなく、情報は広がる。

◆詐欺の手口と対策を知ろう

- ・ 当選メール詐欺…オファーの残り時間が1分から短くなることにより、焦って入力させる
⇒クレジットカード番号を入力させる画面が出てきたら「あやしい」と思ってほしい。
入力しやすいように親切になっているので、子どもが入力してしまうことも。
- ・ アカウントの再設定メール詐欺…プロでも騙されるくらい、巧妙な画面。
- ・ ウイルス検出警告詐欺…音声や、注意喚起が画面上に出る⇒これだけでは情報は漏えいしていない⇒画面上の番号に電話すると、セキュリティソフトのサポート契約、クレジットカードの番号を入力させられたり、遠隔操作で情報漏えいすることも。偽警告が出た時は、再起動を。電話してしまったら、ソフトのアンインストール、消費生活センターとクレジットカード会社に相談する。

◆IDをパスワードは狙われている！

パスワードの管理は「基本のキ」パスワードはすべて違うものを作成するのが正解。一つパスワードが漏れると、他のサイトでも試されてしまう。推奨されるパスワードの作り方：10文字以上（大文字、小文字、数字、記号）で、短い文章（テレビが好き）をローマ字に変換（terebigasuki）し、一部を大文字にしたり、数字や記号を加える（terebiGAsuki!!06）これを「コアパスワード」とし、サービスごとに異なる識別子を最初または最後につける。



【受講者の感想（一部抜粋）】

- ・ 改めてこのような詐欺に引っかからないよう常に気をつけながら今後もネット環境を利用し、楽しみたいと思います。

- 自分のパスワードへの認識の甘さに危機感を持つことができました。パスワードの作り方、管理の仕方なども参考にしたいと思います。
- IPA も初めて知ったので、忘れないようにお気に入り登録しました。
- 子どもと一緒に IPA のサイトの動画をみて勉強しようと思います

特商法の書面の電子化に反対する意見書を提出しました

消費者庁は、特商法の訪問販売等の取引類型（通信販売を除く）全部と商品預託法について、オンライン契約と対面契約とを区別することなく、契約書面や概要書面の交付義務について、「消費者が承諾した場合」を要件として電子化を認める方針を示しました。

しかし、消費者庁の方針は、デジタル社会の推進の名の下に、特定商取引法等の書面交付義務の消費者保護機能を低下させることとなる書面の電子化を、十分な補完措置の検討もないまま、しかもオンライン取引とは関係がない対面型の取引類型にまで広げ、かつ訪問販売等の不意打ち勧誘や連鎖販売取引等の利益收受型勧誘の取引類型全体に書面の電子化を認めようとするものであり、到底容認できません。2021年2月1日付意見書を提出しました。意見書本文は当会ホームページでお読みください。

http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/pdf/210202_01_01.pdf

⇒3月5日、預託法及び特商法の改正案が閣議決定されました。契約書面の交付義務について一定の要件のもと電子化も可能とする規定も含まれています。

会員募集中！ 会員の皆様、会費の納入をよろしくお祈いします

正会員（団体、個人）、賛助会員（団体、個人）としてなくす会の活動を支えていただける団体、個人の方がいらっしゃいましたら、是非ご紹介ください！

年会費 団体正会員：1万円、個人正会員：3千円

団体賛助会員：3千円、個人賛助会員：千円

振込先 埼玉りそな銀行 浦和中央支店 普通 No.5098908



寄付金での活動支援もお願いします

寄付金の振り込みは、郵便振替でお願いいたします

郵便振替口座番号 00140-4-357445

金額 0000（ご寄附いただく金額）

加入者名 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

通信欄 「寄附金」とご記入ください

ご依頼人 「郵便番号」「ご住所」「お名前」「電話番号」をご記入ください

埼玉消費者被害をなくす会第18回通常総会のお知らせ

6月23日（水）10時【オンライン（Zoom）】詳細は次号でお知らせします



消費生活支援センターや市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を！



◆埼玉県消費生活支援センター（彩の国くらしプラザ内） TEL048-261-0999

◆全国共通 消費者ホットライン TEL188（いやや!）（お住まいの市町村相談窓口につながります）